関連は、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園をいう。 注2 態様にいかなる提供クセス及びサービスに関する市場内の国内民間事業者の日本国内における特定の定義に基づく、係る法律上の要件にもかかわらず、日本国内における特定の学校教育機関に				